



令和2年度 就学援助制度のお知らせ



就学援助制度とは、経済的理由により給食費や修学旅行費などのお支払いにお困りの世帯に対し、費用の一部を与那原町が援助する制度です。

就学援助を希望される方は、与那原町教育委員会学校教育課へ申請してください。

※援助は、自動更新されませんので、現在就学援助を受けている方でも申請が必要です。

1. 援助対象者

与那原町に住所を有する又は町立学校に在籍する児童生徒（入学予定者を含む）の保護者で、（１）～（５）いずれかに該当する方。

- （１）生活保護受給世帯
- （２）令和元年４月１日以降に生活保護を停止または廃止された世帯
- （３）市町村民税が非課税世帯
- （４）生活保護受給世帯に準ずる程度に、生活が困窮していると認められる世帯

【目安基準額】

世帯人数	家族構成	総収入額
２人	親１人、小学生１人	１５４万円
３人	親１人、中学生１人、小学生１人	２００万円
４人	両親、中学生１人、小学生１人	２３７万円

世帯構成や家族の年齢などにより金額は異なります。

※ここでいう収入とは、所得税法上の所得の合算額（ただし、給与及び公的年金等については収入額）から社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除を差引いた金額をいいます。

※同一住居で世帯分離している場合でも、同一世帯とみなします。

※出稼ぎ・単身赴任等で、住所が違う保護者についても同一世帯とみなします。

（５）その他

上記に該当しない場合でも、生計維持者が長期療養や失業等の特別な事情により経済的に困窮している方については認定される場合がありますのでご相談ください。

2. 援助費目と支給限度額（年額）

※５月以降認定の方は支給費目や金額が変わります。

【単位：円】

	新入学用品費	通学用品費	校外活動費	宿泊学習費	学用品費	修学旅行費	給食費	医療費
小学校 (学年)	30,470 (1年)	1,960 (2~6年)	1,360 (1~5年)	3,000 (5年)	11,420 (全学年)	16,000 (6年)	49,500 (全学年)	自己負担額 (全学年)
中学校 (学年)	33,550 (1年)	1,960 (2・3年)	1,970 (1・2年)	—	22,320 (全学年)	65,000 (3年)	55,000 (全学年)	

※生活保護→修学旅行費(実費)と医療費(自己負担額)のみが対象。

※与那原町立以外の学校(区域外就学)→給食費と医療費については対象外。

※医療費は、①トラコーマ及び結膜炎②白癬、疥癬及び膿痂疹③中耳炎④慢性副鼻腔炎及びアデノイド⑤齲齒⑥寄生虫病(虫卵保有を含む)に限り、自己負担分が扶助されます。

3. 申請期間（4月認定）

※窓口での受付は、平日 9 時～16 時 30 分迄です（12 時～13 時を除く）。

① 新小中学 1 年生（新入学用品費入学前支給あり）	結果通知 （予定）
令和元年 12 月 9 日（月） ～令和 2 年 1 月 10 日（金） 案内通知郵送済み。	2 月下旬
② 新小学 2～6 年生・新中学 2・3 年生	結果通知 （予定）
令和 2 年 1 月 14 日（火） ～令和 2 年 2 月 28 日（金） 1 月頃に案内通知を郵送致します。	4 月下旬

※新入学用品費の入学前支給を希望される方は、1 月 10 日（金）までに申請してください。②の申請月に申請した場合は、新入学用品費は 7 月に支給されます（入学前支給は、できません）。

※申請期間を過ぎても申請は可能ですが、5 月以降の認定になり、援助費が一部減額になります。

※結果は郵送にてお知らせいたします。

4. 申請に必要な書類

- ① 就学援助申請書（兼同意書・委任状）（様式第 1 号）
- ② 印鑑（認印可）
- ③ 保護者名義の預金通帳の写し
- ④ 住民票謄本（町外から通学している方のみ）
- ⑤ 平成 31 年度所得課税証明書（平成 31 年 1 月 1 日時点で与那原町に住所がなかった方で、世帯員の 18 歳以上の方及び収入のある方）

※所得課税証明書は、町・県民税の申告が済んでいる必要があります。

※各種証明書等はコピーでも構いませんが、発行 3 か月以内に限り有効です。



申請窓口・お問い合わせ先

与那原町教育委員会 学校教育課
（与那原町役場第 1 庁舎 2 階）

電話 945-2361 <就学援助担当>